

様式 2

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、公益財団法人東京都公園協会発注に係る委託業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、_____委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、当企業体に係る委託業務の履行完了後 3 か月を経過する日までは解散することができない。

2 委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表して、

その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

| | |
|-------------|---------|
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |
| (会社名) _____ | _____ % |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、組織及び編成並びに委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本

的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の請負契約の履行及びその他の委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、構成員全員が承認した預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務完了のとき、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委

託業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 構成員のうちいずれかが、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）第2条第4号に規定する暴力団関係者であることが明らかな者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年財経庶第9

22号) 第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)であることが判明した場合は、当該構成員を除名するものとする。

4 第1項又は第3項の規定により構成員が除名された場においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり_____

委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、公益財団法人東

京都公園協会へ1通提出するものとする。

年 月 日

代表者 会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印

会社名_____

代表者名_____ 印